

# 令和2年度 税制改正 のポイント

## I. 法人税

- (1) 交際費等の額のうち接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の定額控除限度額(年800万円)までの損金算入の特例の適用期限延長(令和4年3月31日まで)
- (2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長(令和4年3月31日まで)  
※対象法人から連結法人を除外。また、常時使用する従業員数を1,000人以下から500人以下へ引き下げ

## II. 所得税

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し
- (2) 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し
- (3) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し  
留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の者について扶養控除の対象から除外(令和5年分以後の所得税より適用)

## III. 消費税

- (1) 消費税の申告期限の延長  
法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1か月延長する特例を創設
- (2) 居住用賃貸建物(賃貸住宅)の取得に係る仕入税額控除制度の見直し(令和2年10月1日以後取得分より適用)

既にご案内の通り、令和2年分以後の所得税について、基礎控除等の仕組みが大きく変わります。  
以下は平成30年度税制改正の内容となりますが、本年分より適用となりますので改めてご紹介します。

- (1) 基礎控除の見直し  
控除額が一律10万円引き上げられ、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える個人については基礎控除の適用ができないこととされます。

合計所得金額	控除額	
	令和元年分まで	令和2年分以降
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		なし

- (2) 給与所得控除の見直し  
控除額が一律10万円引き下げられ、給与収入850万円超の場合、控除の上限が195万円に引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和元年分まで	令和2年分以降
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
180万円 超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
360万円 超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
660万円 超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
850万円 超 1,000万円以下		195万円(上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

- (3) 公的年金等控除の見直し  
控除額が一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じ20万円または30万円)引き下げられ、公的年金等収入金額が1,000万円超の場合、控除額に上限が設けられました。(裏面をご覧ください)

① 65歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		令和元年分まで	令和2年分以降		
		制限なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額 A	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	A×25% +37.5万円	A×25% +27.5万円	A×25% +17.5万円	A×25% +7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15% +78.5万円	A×15% +68.5万円	A×15% +58.5万円	A×15% +48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5% +155.5万円	A×5% +145.5万円	A×5% +135.5万円	A×5% +125.5万円
	1,000万円超		195.5万円 (上限額)	185.5万円 (上限額)	175.5万円 (上限額)

② 65歳以上の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		令和元年分まで	令和2年分以降		
		制限なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額 A	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	A×25% +37.5万円	A×25% +27.5万円	A×25% +17.5万円	A×25% +7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×15% +78.5万円	A×15% +68.5万円	A×15% +58.5万円	A×15% +48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×5% +155.5万円	A×5% +145.5万円	A×5% +135.5万円	A×5% +125.5万円
	1,000万円超		195.5万円 (上限額)	185.5万円 (上限額)	175.5万円 (上限額)

(4) 扶養親族等の範囲の見直し

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(改正前38万円以下)に引き上げ
- ② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下(改正前85万円以下)に引き上げ
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(改正前65万円以下)に引き上げ

(5) 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(改正前38万円超123万円以下)とし、控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げ

(6) 青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除額が55万円(改正前65万円)となり、e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存をしている場合は65万円の控除が受けられる。

(7) 所得金額調整控除等の創設

- ① 給与収入850万円超で特別障害者に該当する者、年齢23歳未満の扶養親族を有する者、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者は、給与収入の金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除できる
- ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で両方の金額(いずれも10万円が限度)の合計額が10万円を超える場合、その合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除する

◆ information

ア. 岐阜県の消防団協力事業所に係る事業税減税制度の適用期間が2年間延長されました。

(法人:令和4年3月31日迄の間に終了する事業年度、個人:令和3年分迄)

イ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日(木)迄延長されたことに伴い、振替納税を利用されている方の振替日についても以下の通り延長されています。

	従来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)